

## 農業交渉議長改訂テキストについて

平成20年2月9日  
農 林 水 産 省

1. 日本時間2月9日(土)未明、ファルコナー農業交渉議長より、昨年7月の議長テキストの改訂版が提示された。
2. 今回の改訂テキストの特徴は次のとおり。
  - ① 昨年9月以降行われてきた技術的な議論の結果等を反映したものであり、従来詳細な提案がされていなかった途上国の関心項目等についても詳細な案が盛り込まれた。
  - ② 主要な数字(関税や国内支持の削減率、重要品目の数や取扱い等)については、原案と同じ幅のある提案が維持され、今後の議論に決着が委ねられている。
3. 今後更に精査を要するが、各論点についての取りあえずの気づきの点は、以下のとおり。

### <我が国にとっての主要事項について>

- ① 上限関税について、引き続き言及がないことは評価。ただし、100%を超える高関税が一定以上残る場合の関税割当の追加的拡大が残っており、今後ともしっかり反論していく必要。なお、高関税が有税品目の5%以上残る場合に適用されることになっていたものが、有税品目又は全品目の4%となっていることも注意が必要。
- ② 重要品目の数については、基本的に変更がなく、有税品目又は全品目の[4][6]％、一定の要件に該当し代償(追加的関税割当拡大)を支払う場合に最大[8]％まで可能という提案となっている。十分な数を確保するために、有税品目か全品目かが両論併記となっている計算の基礎を全品目にする事や、譲許しているタリフラインの違いに起因する不公平を是正すること等を主張することが必要。
- ③ 重要品目の関税削減率と関税割当拡大幅の組合せについては、関税削減率からの乖離が1/3及び2/3に加えて1/2が規定されており、この点は評価できるが、更なる柔軟性が必要。

なお、重要品目の指定単位をタリフライン単位にするか、消費量データの

あるセクター単位にするかについては、両論併記となっている。柔軟な取扱いが可能となるよう、前者の考え方の採用に向け交渉する必要。

- ④ 一般品目の関税削減率については前回から変更されていない。なお、関税削減率全体について、平均して関税削減率[54]%以上とする考え方が新たに示された。
- ⑤ 途上国の関心事項(SP、SSM等)について、詳細に規定されている。我が国の市場アクセスと関連する熱帯産品については、今後議論される部分が多く残されている。
- ⑥ 輸出制限については、既存の制限措置を廃止するとともに、新規措置も原則12ヶ月で廃止する旨が盛り込まれるなど進展が見られた。

4. 今回の改訂テキストにより、交渉はいよいよ正念場を迎え、我が国としては、引き続き、上限関税の不適用、重要品目の十分な数と柔軟性の確保を最重要課題として、G10 等との連携等を図りつつ、関係者一体となって粘り強く我が国の主張を反映させる所存。

5. NAMA の改訂テキストも併せて発出され、品目カバレッジについては、品目リスト案の脚注について合意に至っていないものとして括弧が付されたが、この部分に関する議長コメントでは、議論の行き詰まりを打開する方策として、長期にわたり実施されてきた異なる取扱いを記した脚注付き合意リスト方式を提案していると書かれている。我が国としては、引き続き UR 時と同様海草類が非農産品として扱われるよう主張していく。